事　務　連　絡
令和７年９月 26 日

別記関係団体　御中

厚生労働省医薬局総務課

医薬品等マスタの早期の点検報告に向けた取組と今後について

今般、厚生労働省としては、医療現場にとって電子処方箋を利用しやすく、安全に運用できる仕組み・環境の整備を進めるため、「ダミーコードに係る電子処方箋管理サービスの改修に伴う対応について」（令和７年８月 21 日付け医薬総発 0821 第１号）において、「電子処方箋を受ける薬局側のシステムで、医師の処方と異なる医薬品名が表示される」事象の主な原因であったダミーコードについて、令和７年８月 28 日に電子処方箋管理サービスにおいて登録ができない改修を行う旨をお知らせするとともに、「ダミーコードに係る電子処方箋管理サービスの改修に伴う対応について」（令和７年８月 22 日付け厚生労働省医薬局総務課事務連絡）において、厚生労働省への点検報告が済んでいない医療機関・薬局は報告を行っていただくよう再周知したところです。

今後、患者の健康被害を防ぐために、下記のとおり更なる取組や防止策として、未点検の医療機関・薬局に対し、点検報告を改めて郵送で依頼した上で、万一実施されない場合は、原則、年末を目途に関連サービスの接続停止措置を講ずる予定です。このため、貴会会員又は管内の医療機関・薬局の皆様に対して、下記の内容について周知をしていただきますとともに、改めて早期の点検報告にご協力いただきますようお願いいたします。

記

1.　医薬品等マスタの未点検医療機関・薬局への点検報告依頼の送付について

令和７年９月４日時点で電子処方箋の運用開始日の登録がされている医療機関・薬局のうち、医薬品等マスタの設定等の点検報告が確認できていな

い医療機関・薬局に、点検報告に関する参考資料を送付いたしますので、内容をご確認ください。

厚生労働省への点検報告がお済みでない場合は、資料を参考にしながら、以下に記載されている医療機関等向け総合ポータルサイトからの案内に沿ってシステムベンダーとも確認の上、早急にご報告をお願いいたします。

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011894

なお、厚生労働省よりシステムベンダーに対し、点検報告の趣旨・内容に関して直接説明済みであり、医療機関・薬局からのご相談に適切に対応するよう依頼しております。

2. 未点検医療機関・薬局への電子処方箋管理サービスへの接続停止措置について

医療現場にとって電子処方箋を利用しやすく、安全に運用できる仕組み・環境の整備を進め、かつ、患者の健康被害を防ぐために、原則、年末を目途に厚生労働省への点検報告を行っていない医療機関・薬局におかれては点検報告が行われるまでの間、電子処方箋管理サービスへの接続を停止させていただく措置を講ずる予定です。当該措置により、電子処方箋の発行・応需、処方情報・調剤結果の登録、重複投薬等チェックの実施、直近の処方・調剤情報を含む薬剤情報等の閲覧等、電子処方箋に関連するサービスを利用できなくなりますので、ご留意下さい。

当該措置に関する具体的な実施時期及び当該措置を踏まえた対応については改めて医療機関等向け総合ポータルサイト等でご案内いたします。

以上